

多機能ホーム木かげ ご利用料金表

介護保険給付対象サービスを利用した場合は介護報酬の1割又は2割がご利用者様の自己負担額となります。負担割合については仙台市から発行される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

(1) 基本料金：介護保険自己負担分

介護区分	1ヵ月あたり		1日あたり	
	1割	2割	1割	2割
要支援1	3,516円	7,031円	116円	232円
要支援2	7,104円	14,208円	234円	467円
要介護1	10,661円	21,321円	351円	701円
要介護2	15,668円	31,335円	516円	1,031円
要介護3	22,790円	45,580円	750円	1,500円
要介護4	25,154円	50,307円	828円	1,655円
要介護5	27,735円	55,470円	913円	1,825円

※ 月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。
また、月の途中で介護区分が変更になった場合もそれぞれ日割り計算となります。

(2) 介護保険各種加算の自己負担分

※初期加算・看取り連携体制加算を除き1か月当たりの料金。 ■印が基本料金に加算となります。

(認知症加算、看護職員配置加算、看取り連携体制加算、訪問体制強化加算は要介護のみ該当)

項目	1割	2割	備考
■ 初期加算 (1日につき)	31円	62円	利用開始より30日間のみ加算
■ 認知症加算 I	827円	1,653円	認知症の方で日常生活自立度のランクがⅢ・Ⅳ・Mの方
■ 同 II	517円	1,033円	要介護2の認知症の方で日常生活自立度のランクがⅡの方
□ 看護職員配置加算 I	930円	1,860円	常勤専従の正看護師の配置による加算
■ 同 II	724円	1,447円	常勤専従の准看護師の配置による加算
□ 同 III	930円	1,860円	常勤換算1人以上の看護師の配置による加算
□ 看取り連携体制加算 (1日につき)	67円	133円	死亡日から死亡日前30日間のみ加算 事前に介護計画を説明し、同意を得ます。
□ 訪問体制強化加算	1,033円	2,066円	訪問を担当する常勤職員を2人以上配置
■ 総合マネジメント体制強化加算	1,033円	2,066円	計画について多職種共同で随時見直しをし、地域活動への参加の機会を確保します。
■ サービス提供体制強化加算 I イ	662円	1,323円	厚生労働大臣が定める基準に適合している職員配置による加算です。
□ 同 I ロ	517円	1,033円	
□ 同 II・III	362円	723円	

■介護職員処遇改善加算 I

*基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数×76/1000単位が加算になります。

例) 要支援 1 (267円) ~ 要介護 5 (2,108円) [1割負担、基本サービス費のみで試算]
(当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます)

※ (1)(2)の料金につきましては介護保険上の計算方法・端数処理によって若干請求金額が異なります。

(3) その他の費用

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| ① 食費 | 朝食 (400円)・昼食 (600円)・夕食 (600円) / 1食 |
| ② 宿泊費 | (3,000円) / 1泊 |
| ③ おむつ代等 | パット代 (50円)、おむつ・紙パンツ代 (100円) / 1枚 |
| ④ 日常生活品 (雑貨) | 個人用洗面具等 (実費) |
| ⑤ 紙粘土、絵画など個人の趣味活動で利用者が使う材料費等 | |
| ⑥ 個人の外出時にかかる活動費 | |